官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四）　二
〔省　令〕
○公証人法施行規則等の一部を改正する省令（法務六）　三
○へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二）　五
〔法規的告示〕
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十条第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示の全部を改正する件（厚生労働三六）　六
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十四条第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示の全部を改正する件（同三七）　八
〔その他告示〕
○肥料を登録した件（農林水産一八八、一八九）　九
〔官庁報告〕
あっせん員候補者に関する公示（中央労働委員会）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一三
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会公示送達関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　四一

本号で公布された法令のあらまし

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第十四号）（環境省）

1　国際希少野生動植物種の追加等

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、オカピ等を追加等すること。（別表第二関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

3　施行期日

この政令は、令和八年三月五日から施行すること。（附則関係）